

第1章 計画の趣旨

1 新たな教育行政計画策定の趣旨

国の教育振興基本計画（平成20年7月）においても示されているように、我が国の教育は、国民の高い熱意と関係者の努力に支えられながら、人々の知的水準を高め、社会の発展の基盤として大きな役割を果たしてきました。教育は一人ひとりが幸せに暮らすために、そして暮らしやすいまちをつくるために、大変重要な役割を担っています。

本市では、地方分権時代に対応し、地域の特性を生かした教育行政を主体的に推進するため、平成15年3月に「豊田市教育行政計画」を策定しました。その後、平成17年4月の7市町村の合併、平成18年12月の教育基本法改正、平成20年3月の第7次豊田市総合計画策定などの社会情勢の変化を踏まえ、平成20年3月に「豊田市教育行政計画 改訂版」を策定しました。

しかしながら、学習指導要領の改訂を踏まえた確かな学力の育成、家庭・学校・地域の連携・協力、学習成果の社会での活用を始め、教育を取り巻く様々な課題が指摘されています。また、少子化と超高齢社会の進行、一層のグローバル化の進展、知識が社会・経済の発展を駆動する知識基盤社会*の本格的な到来、地球温暖化問題を始めた環境問題への対応など、これまで以上に変化の激しい時代への対応が求められています。

そこで、「豊田市教育行政計画 改訂版」の計画期間が平成25年3月で終了することに伴い、教育をめぐる制度や社会情勢の変化に的確に対応し、将来に向けた新たな豊田市の教育目標や目指すべき姿を明確にすることを目的に、新たな教育行政計画の策定を行いました。

※文中に*が付いている語句は、資料編にて説明を掲載しています。

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものである。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもある。さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものである。

同時に、今後の社会を展望するとき、特に以下のような観点から、教育への期待が高まっている。

社会が急速な変化を遂げる中において、個人には、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになる。全ての人に一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、また、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境の整備が課題となっている。

国際競争は今後更に激化することが予想される。このような中において、我が国社会の活力の維持・向上と国際社会への貢献のためには、先見性や創造性に富む人材や卓越した指導力を持つ人材を幅広い分野で得ることが不可欠であり、その育成に当たり、教育に重要な役割が期待されている。

今後の人口減少や高齢化の中で、中長期的な趨勢として、国や地方公共団体などの「官」が直接提供する公共サービスは必要最小限のものへと一層重点化が進むとともに、「民」のセクターによる公益的な活動等への期待が高まることが予想される。

こうした状況の中で、個人の幸福で充実した人生と我が国社会の持続的な発展を実現するためには、社会を構成する個人が、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することがこれまで以上に重要になる。

社会における人と人とのつながりを回復し、コミュニティを再構築していくことは、今後の我が国社会の大きな課題であり、教育の使命として、個人が自立的に社会に参画し、相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことを、今後一層重視する必要がある。

2 計画の位置付け

この計画は、第7次豊田市総合計画を上位計画とする本市の教育分野の総合的な計画として、学校教育、生涯学習・次世代育成、文化芸術・文化財、生涯スポーツ、教育行政事務など、教育の全分野を対象とします。また、文化芸術振興計画、生涯スポーツプラン、子ども読書活動推進計画など各分野別計画の上位計画に当たり、それぞれの計画と整合を図っています。

なお、この計画は、教育基本法第17条第2項の「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とした規定に基づく計画でもあります。

図表 1-1 関連する計画の状況

年度 (平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30～
総合計画	第6次総合計画 H13～19（7年間）					第7次総合計画 H20～29（10年間）										第8次 総合計画
教育行政 計画	教育行政計画 H15～24（10年間）										第2次教育行政計画 H25～29（5年間）					
						教育行政計画 改訂版 H20～24（5年間）										
文化芸術											文化芸術振興計画 H20～29（10年間）					
スポーツ	生涯スポーツプラン H13～22（10年間）					第2次生涯スポーツプラン H23～29（7年間）										
子ども 読書						子ども読書活動推進計画 H19～23（5年間）					子ども読書活動推進計画（第2 次）H24～29（6年間）					
生涯学習	生涯学習推進計画 H13～22（10年間）										（ H20年度時に「教育行政計画 改訂版」に H23年度以降の計画を統合済み ）					
次世代 育成						子どもスマイルプラン （次世代育成支援行動計 画）H17～21（5年間）					子ども総合計画 （兼）次世代育成支援行動 計画・後期計画 H22～26（5年間）					
	青少年プラン(前期) H14～18(5年間)					子どもスマイ ルプラン青少 年編										

3 計画期間

国の定めた教育振興基本計画（平成 20 年 7 月）は、今後 10 年間を通じて目指す教育の姿を基本に、平成 24 年度までの 5 年間で目指す主な目標を定めています。そのため、平成 25 年度からの新たな 5 年計画が策定される予定です。

また、本市の教育行政計画の上位計画である第 7 次豊田市総合計画のみならず、教育委員会の様々な分野別計画の多くが平成 29 年度末までの計画期間となっています。

以上の関連計画との整合性に鑑み、今回の計画期間を平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。

4 計画の全体構成

